

第 449 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 6 月 29 日(木) 11:00～11:13

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第449回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の 1 「発電実績の公開に係る省令改正の建議について」に関しまして、東取引制度企画室長から、御説明をよろしく願いいたします。

○東取引制度企画室長　取引制度企画室長の東です。資料 3 に沿って御説明をさせていただきます。1/10 ページでございます。

(趣旨) のところですが、令和 2 年度の冬にスポット市場が高くなった、市場価格が高くなったことを踏まえて、その市場の透明性と、それから、市場参加者の予見性の向上のためにユニット別・コマ別の発電実績の公開を目指すことが、これまでに審議会で整理さ

れております。

それで、5月に行われた専門会合においては、一般送配電事業者が、発電事業者からその発電実績、その情報を得て公開する。加えて、それを広域機関に提供して、広域機関においても一覧性のある形で公表することにつきまして、それが、情報の目的外利用・提供に当たらないことを明確化するために、そうした電事法上のルールの対象外となる情報を規定している施行規則のところに、こういう取組に基づいて公表・提供する情報は対象外の情報ですよ、目的外利用に当たりませんよ、ということを追加する必要があるのではないかと考えてございます。

つきましては、その施行規則、省令改正をすることを建議することにつきまして、御審議いただきたいと考えてございます。

それで、資料は後ろのほうに移りまして、7/10ページのところですけれども、先ほど申し上げた、そもそも一般送配電事業者は、電気事業法上、電力量調整供給業務等で知り得た情報について、目的外に利用し、又は提供してはならない、となっておりますが、一部経済産業省令で定めるものを除く、となっておりまして、今回の情報公開、発電実績公開というのがここに当たる、つまり抜かれているほうに当たることを追記すべきではないかということでございます。

次のページ、8/10ページですけれども、施行規則上は、統計情報と匿名加工情報が、まさにその抜かれる対象として書かれておりますが、ここに一つ追記してはどうかということでございます。

それで、具体的には、少し戻りますが、建議の中身として、4/10ページのところに書いていますけれども、先ほどの省令の2つ書かれていたところに、もう一つ追記する内容として、ここに書いていますが、一般送配電事業者が、その供給電力量に関する情報、それを、発電事業者の同意を得て公表するために利用し、又は提供するもの、というのについては対象外ですよと、目的外利用に当たらないことを追記してはどうかということでございます。

それで、一番最後に、これは御承認いただけた場合に対外的に公表する案ということで、プレスリリースの案を添付させていただいております。中身は同じでございますが、そうした目的外利用・提供に当たらない旨を明確化するために、省令改正を経産大臣に建議するという内容でございます。

事務局からは以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することといたします。

どうもありがとうございました。

○東取引制度企画室長　　ありがとうございました。

○横山委員長　　それでは、議題の2「監査規程の改正について」に関しまして、伊藤総合監査室長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○伊藤総合監査室長　　総合監査室の伊藤でございます。資料4を御覧ください。「監査規程の改正について」でございます。

(趣旨)の欄を御覧ください。

電気事業監査規程及びガス事業監査規程(以下「監査規程」と言う。)に規定する監査の実施方法の改正につきまして、事務局案を御審議いただくものでございます。

7行目以降「監査規程の改正」でございますけれども、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、本年5月に開催されましたデジタル臨時行政調査会におきまして、代表的なアナログ規制である7項目につきまして、法令等及び通知・通達等の点検が実施されてございます。

当該点検の結果、2023年中を目途に、この監査規程においてオンライン会議システムの技術を活用する監査(オンライン監査)も実施可能であることを明確化する見直しを行うべきとの方針が示されてございます。

これを受けまして、監査の実施方法につきまして、別添に付けました新旧対照表のとおり

り、監査規程の改正を行いたいと考えてございます。

＜具体的な改正内容＞でございますが、（１）として、監査規程の第６条、第７条、第９条、第１０条、様式第１及び様式第２の改正でございます。中身は、監査の実施方法につきまして、オンライン監査ができるように追加してございます。（２）として、その他所要の改正を行ってございます。

２．として「今後の予定」でございますが、御了承の後、速やかに委員会ホームページにて公表することとしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありました改正案のとおり決定したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり改正することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の３「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（令和３年９月～令和４年８月）について」に関しまして、田中総務課長から御説明をお願いいたします。

○田中総務課長      資料５を御覧いただけますでしょうか。「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（令和３年９月～令和４年８月）について」となっております。

趣旨のところにありますように、委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を担保するため、委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表することになっているということでございまして、今回で、委員会発足後７度目となる活動状況の報告書（案）の公表について、御審議をいただくものでございます。

内容といたしましては、詳細な資料は５－１にございますけれども、「電力の小売市場・卸市場に関する取組」ということで、電気の小売登録の申請に係る審査や、その他、小売に係る監視や監査といったところに関して、その内容をお伝えするとともに、１．７．以

降では、卸取引の監視といったところに関して、令和3年9月から令和4年8月までに行った事項に関して記載をしているものでございます。

また、第2章といたしましては、「送配電分野に関する取組」ということで、送配電事業の監視や監査、事後評価といったような、いわゆる監視業務に加えて、2.4.や2.5.以下にあるようなインバランス料金制度の制度設計であったり、レベニューキャップ制度の詳細設計、あとは2.9.にあるような最終保障供給料金の見直しといった制度改正に係る事項ということに関しても記載をしているところでございます。

また、第3章以下では、今度は「ガスの小売・卸取引に関する取組」を記載しております。3.1.以下については、ガス小売事業の登録申請状況などに関して記載をするとともに、第4章では、「ガス導管分野に関する取組」ということで、一般ガス導管事業者に関する監査、事後評価について記載をしております。

第5章については、「熱供給事業に関する取組」ということで、第6章では、「広報、紛争処理等」といった話に関して記載をしているところでございます。

具体的には、資料5-1にあるような形で、「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況(令和3年9月～令和4年8月)」ということでもまとめておりまして、ただいま申し上げたような話を記載しているところございますが、詳細についての御説明は、割愛をさせていただければと考えてございます。

以上、事務局からの説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として決定し、公表することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に1件、緊急での書面開催を行っております。

6月23日付けで、小売電気事業者関係の事案について、事務局案のとおり、今後の対応について決定をしております。

また、議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——